

やまと芸術文化ホール開放事業（舞台の部）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、文化芸術団体等が行う舞台芸術に関する公演に対し、やまと芸術文化ホールの施設及び設備を無料で使用させることによって、文化芸術団体等の活動を支援し、文化芸術に関わる人材の育成や、市民に舞台芸術の鑑賞機会を提供することを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めによるところによる。

（1）舞台芸術

通常の公演形式として、舞台上で行う次のアからオまでに該当するものをいう。

ア 音楽（楽器演奏、合唱、歌唱等）

イ 演劇（演劇、ミュージカル、オペラ等）

ウ 舞踊（創作ダンス、ヒップホップダンス、バレエ等）

エ 伝統芸能（能、狂言、歌舞伎、雅楽等）

オ その他、社会通念上舞台上で公演を行うことが通常と考えられる文化的な公演

（2）文化芸術団体

文化芸術を活動内容とする団体をいう。

（3）認定公演

特定日に、当事業の支援を受けて行われる公演をいう。

（4）公演者

認定公演を行う文化芸術団体等をいう。

（対象団体）

第3条 本事業は、文化芸術団体等のうち、次の各号に該当する団体が申込みできるものとする。

（1）大和市に在住、在勤、在学及び大和市で活動している個人を構成員に含む団体で、文化芸術を主たる活動内容としていること。

（2）一定の規約等を有していること。

（3）代表者及び所在地が明らかであること。

（4）自ら経理し、監査することができること。

（5）団体として1年以上の活動実績があること、もしくは団体を構成する主要な団体または団体の中心となる個人が1年以上の活動実績があること。

（6）政治団体及び宗教団体ではないこと。

（7）暴力団ではないこと、又は暴力団員が所属する団体ではないこと。

（8）学校、企業、事業所等内で活動する団体ではないこと。

（9）第8条で定める認定会議の委員が代表を務める団体でないこと。

（10）前年度に認定公演を行った団体でないこと。

(対象公演)

第4条 本事業に申込みができる公演は、第3条で定める文化芸術団体等が行う、舞台芸術に関する公演のうち、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 文化芸術団体等の内部事業ではなく、広く一般に公開される公演であること。
- (2) 営利を主たる目的としない事業であること。
- (3) 宗教的又は政治的宣伝意図を有しない事業であること。
- (4) 教室等が行う、いわゆる稽古ごと、習いごと等のおさらい会でないこと。
- (5) 寄附行為等を行う、いわゆるチャリティーを目的とした事業でないこと。
- (6) 市が指定する特定日に、やまと芸術文化ホールのメインホールで行う公演であること。

(申込)

第5条 本事業に申込みを行う文化芸術団体等は、やまと芸術文化ホール開放事業申込書(第1号様式)に必要な事項を記入し、参考資料を添付のうえ、市長が別に指定する日までに市長に提出するものとする。

(審査)

第6条 前条にもとづき、やまと芸術文化ホール開放事業申込書を受けたときは、別に定める基準にもとづき、審査を行う。

(選定)

第7条 第5条にもとづく申込みが複数の文化芸術団体等からあった場合は、第6条で定める審査により、認定公演としてふさわしい公演を1つ選定する。

(認定会議)

第8条 第6条及び7条に定める審査及び選定は、やまと芸術文化ホール開放事業認定会議(以下、「認定会議」という。)で行うこととする。

- 2 認定会議の委員は、社会教育委員、大和市文化芸術振興審議会委員、教育長及び文化スポーツ部長をもって充てる。
- 3 認定会議の事務局は大和市文化スポーツ部文化振興課が行う。

(公演の決定)

第9条 認定会議で、審査及び選定を行った場合は、その結果について申込みを行った文化芸術団体等に結果を通知するものとする。

(支援の内容)

第10条 公演者は認定公演を実施するにあたり、大和市が事業として行う次の各号の支援を受けることができる。

- (1) やまと芸術文化ホール施設の予約受付期間外予約
- (2) 認定公演当日のやまと芸術文化ホールの施設、設備、備品の無償利用
- (3) 認定公演前日の準備及びリハーサルのための、やまと芸術文化ホールの施設、設備、

備品の無償利用

- (4) 認定公演の練習のための、やまと芸術文化ホールの施設、設備、備品の無償利用
 - (5) 市の広報媒体を用いた、認定公演の周知
 - (6) 公演者が作成する広報物の市内公共施設等への掲示および配架
- 2 前項第4号に定める支援については施設の空き状況により1回までとする。また、前項第2号から4号について、施設、設備、備品使用料に含まれていない、追加が必要となる場合の舞台演出、照明、音響等に係る技術者の人件費等の支援は含まれないものとする。

(責任範囲)

- 第11条 認定公演に関する業務に起因する責任は、公演者が負う。公演者が行う業務により生じた、公演者自身の損害や、出演者及び第三者に与えた損害について、大和市はいかなる責任も負わないものとする。
- 2 公演者の責に帰すべき事由により、やまと芸術文化ホールの施設及び備品等を損傷し、又は滅失させた場合、その復旧等に係る費用は公演者が負担するものとする。

(認定公演の条件)

- 第12条 市長は、第9条に定める、認定公演の決定を行うにあたり、次の条件を付する。
- (1) 公演者は、法令の定め並びに、当開放事業を利用するにあたっては指定管理者の指示に従うこと。
 - (2) 公演者は、軽微なものを除き、認定公演の内容を変更しようとする場合は、速やかにやまと芸術文化ホール開放事業変更申請書(第2号様式)を提出し、市長の承認を得なければならない。
 - (3) 公演者は、やまと芸術文化ホールに大和市文化スポーツ部文化振興課を經由して、利用計画書を提出し、認定公演を実施する日の30日以上前までに、やまと芸術文化ホールのスタッフとの打ち合わせを行うこと。
 - (4) 公の秩序若しくは善良の風俗に反する又は政治的若しくは宗教的意図を有する公演を行わないこと。
 - (5) 公演者が作成する広報物には、本事業における認定公演であることがわかるよう、市長が定める文言、ロゴ等を表記すること。
 - (6) 認定公演の当日は市側の挨拶の時間を設けること。
 - (7) 認定公演の当日は、市側の観覧席を3席以上確保すること。ただし、この場合においては、市側の観覧者の入場料等は無償とすること。

(申込みの取下げ)

- 第13条 公演者は、やむを得ない理由により認定公演の実施ができなくなった場合、速やかにその理由を記載した書面を市長に提出し、第5条の申込みを取下げなくてはならない。

(決定の取消し等)

第 14 条 市長は、公演者が次の各号のいずれかに該当する場合、第 9 条に規定する認定公演の決定を取り消すことができる。

- (1) 申請に虚偽の内容があったとき。
- (2) 公演の条件に該当しなくなったとき。
- (3) 公演者に申請時の公演を実施する能力が無いと市長が判断したとき。

2 前項の取消しに伴い、公演者に損害が発生した場合においても、大和市はいかなる責任も負わないものとする。

(認定公演の中止等)

第 15 条 公演者の責によらない、災害やその他非常事態等の発生により、観客等の安全に影響が及ぶことが想定される場合や、やまと芸術文化ホールのメインホールの利用が不可能となった場合、大和市と公演者で協議のうえ認定公演の中止または延期を決定する。

2 前項の規定により、認定公演が延期された場合は、第 4 条第 1 項第 6 号の規定は適用しない。

3 第 1 項の対応に伴う公演者及び第三者の損害について、大和市はいかなる責任も負わないものとする。

(実績報告)

第 16 条 公演者は、認定公演終了後 30 日以内に「やまと芸術文化ホール開放事業実施報告書」(第 3 号様式)に公演者が作成したチラシ等の参考資料を添付し、市長に提出しなければならない。

(様式)

第 17 条 この要領の規定により使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(その他)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

別表 (第 17 条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	やまと芸術文化ホール開放事業申込書	第 5 条
第 2 号様式	やまと芸術文化ホール開放事業変更申請書	第 12 条
第 3 号様式	やまと芸術文化ホール開放事業報告書	第 16 条